

たけのこのノメイガ類の発生について

1 発生状況

- ・令和7年5月、北摂地域のJAより、ここ数年管内のたけのこ栽培の竹林で葉を綴って食害する虫が多発生している旨情報があった。
- ・令和7年7月9日、現地竹林を調査し、ノメイガ類と思われる幼虫が多数発生し、竹葉を食害しているのを確認した。(写真1)。
- ・成虫はまだ見られなかったため、採取した幼虫を当グループで飼育し、継続観察している。(写真2~4)
- ・同地域の他の竹林でも同様の被害が発生しており、葉を失うことによる竹勢の弱りが進行しており枯死が心配されている。
- ・タケ・ササ類のノメイガ類はこれまでに数種が報告されており、現時点では今回の加害種が特定出来ていない。幼虫の外見的特徴からシナチクノメイガ、キムジノメイガの可能性はあるがノメイガ類としている。



写真1 竹葉の被害(令和7年7月9日撮影)

2 特徴

- ・体長10-30mmの緑色～薄桃色のイモムシで、竹葉を綴り合わせ筒状にした中に潜んで葉を食害する。
- ・たけのこのノメイガ類としては外来種のシナチクノメイガが近隣の京都府の竹林で発生し、昨年10月に特殊報が出されているところであるが、今回の幼虫がシナチクノメイガであるかどうかは現時点では確定していない。飼育している幼虫の羽化を待って種の同定を行う予定である。

3 防除方法

- ・現在、たけのこのノメイガ類に登録のある農薬は無いため、ほ場内をよく見回り、幼虫や綴られた葉等を見つけたら、可能な限り除去する。
- ・幼虫の食害が激しく、枯死する株も見られるなど被害が大きいため、府では植物防疫法第29条第1項に基づき、令和7年7月31日付けで農薬登録の特例を措置した。限定的だが農薬の使用を可能としたので、別添の措置文書の記載事項を遵守して防除を行うようにすること。



写真2 飼育中の幼虫



写真3 飼育中の幼虫



写真4 蛹化した幼虫

【本件に関する問合せ先】

〒583-0862

大阪府羽曳野市尺度442

大阪府 環境農林水産部 農政室 推進課

病害虫防除グループ (佐能・松本)

TEL:072(957)0520 FAX:072(956)8711

byogaichu@sbox.pref.osaka.lg.jp

関 係 各 位

大阪府環境農林水産部農政室長
(公印省略)

植物防疫法第 2 9 条第 1 項に基づく措置（たけのこのノメイガ類に対する防除）について

令和 7 年 7 月 31 日に発表した「防除情報（たけのこのノメイガ類の発生について）」について、現時点で野菜類たけのこのノメイガ類に登録のある農薬はありません。

植物防疫法（昭和 2 5 年法律第 1 5 1 号）第 2 9 条第 1 項では「有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、都道府県は、植物を検疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に関し必要な措置をとることができる」と規定されています。

この度、関係機関との調整の上、府の行う防疫措置として、作物名たけのこ（タケ類（たけのこを収穫するもの））のノメイガ類に対する防除に当面の間、下表に記載された農薬を使用することができるよう措置しました。

当該農薬の登録内容（適用病害虫以外の希釈倍数、使用液量、使用回数等）を遵守することで農産物（たけのこ）の流通には支障ありません。

なお、植物防疫法第 2 9 条第 1 項に基づく本措置が終了した際には、文書及び府病害虫防除グループのホームページ等でお知らせするので、最新の情報を確認してください。

表 大阪府において植物防疫法第 2 9 条第 1 項に基づきタケ類（たけのこを収穫するもの）のノメイガ類に使用できる防除薬剤

農薬名	作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用液量	使用時期	使用回数	使用方法
トアロー水和剤 C T (登録番号第 14459 号)	野菜類 (ハ°セリ、えごま(葉)を除く)	コナガ	1000~2000倍	100~300L/10a	発生初期 但し収穫前日まで	-	散布

注 1) 上記薬剤の登録内容は令和 7 年 7 月 31 日時点

注 2) 本措置の適用は大阪府内に限るのでご注意ください。

注 3) 本剤はチョウ目幼虫が農薬の付着した葉を摂食することで効果を発現するので蛹化後は効果が無い。幼虫発生初期に遅れないよう薬剤散布を実施すること。

なお、希釈倍数、使用液量、使用時期、使用回数、使用方法は、本剤の「野菜類」の「コナガ」に対する登録内容に準ずること。本剤は有機農産物の日本農林規格（有機 JAS）に適合する農薬である。

また、上記の農薬の使用にあたっては、通常の農薬の使用時と同様に、農薬を使用した年月日、農薬を使用した場所、農薬の希釈倍数等について帳簿に記載し記録しておくこと。

【本件に関する問合せ先】

〒583-0862

大阪府羽曳野市尺度 4 4 2

大阪府 環境農林水産部 農政室 推進課
病害虫防除グループ (佐能・松本)

TEL : 072(957)0520

FAX : 072(956)8711

byogaichu@sbox.pref.osaka.lg.jp

令和 7 年 7 月 31 日
大阪府環境農林水産部
農政室推進課病害虫防除 G

農推第 2117 号－植防法第 29 条第 1 項による特例に関する留意事項

- ・当該農薬（トアロー水和剤 CT）は BT 剤（バチルス チューリンゲンシス菌の産生する結晶毒素）でチョウ目害虫の幼虫に対し、選択的に作用し安定した効果を表す。
- ・チョウ目以外の昆虫には影響はほとんどない。
- ・日本農林規格 有機農産物（JAS1605：2024）の附属書 B（規定）表 B.1 に適合する農薬で大阪エコ農産物認証制度でもカウント外農薬である。
- ・BT 剤は各種製品があるが、本剤は北摂地域等で使用実績が豊富である。

- ・本剤は作物群「野菜類」に登録があり、たけのこもその中に含まれているが、対象害虫にたけのこに付く害虫（ノメイガ類等）が指定されていないため通常は使用できない。今回の措置で使用が可能になった。

- ・製品の販売元 OAT アグリオ株式会社の多大な協力の上で本措置は実現している。
- ・本措置はあくまでも例外措置で恒久的に登録を拡大したものではないので、文書に示された登録内容を遵守し適切な使用に努めること。

- ・措置期間は当面 3 年を目途にしているが、その間に農薬登録拡大・新規登録等で当該害虫に対する有効な登録がされた場合は変更することがあるので情報に常に注意を払うこと。

その他、使用にあたって不明点があれば、下記か府農と緑の総合事務所農の普及課やもよりの JA に指導を仰ぐこと。

【本件に関する問合せ先】

〒583-0862

大阪府羽曳野市尺度 4 4 2

大阪府 環境農林水産部 農政室 推進課
病害虫防除グループ （佐能・松本）

TEL：072(957)0520

FAX：072(956)8711

byogaichu@sbox.pref.osaka.lg.jp